

第4次守山市国土利用計画

守山市

= 目 次 =

第4次守山市国土利用計画

前 文	1
1 市土利用の現況と課題	2
(1) 利用区分別土地利用の現況と課題	2
(2) 都市づくりからみた課題	5
2 市土利用に関する基本構想	8
(1) 都市づくりの理念と目標	8
(2) 土地利用構想図	9
(3) 市土利用の基本方針	10
(4) 利用区分別市土利用の基本方向	11
3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別市土利用の基本方向	14
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
(2) 地域別の概要	16
(3) 地域別市土利用の基本方向	17
4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	21
(1) 国土利用計画法等の適切な運用	21
(2) 地域整備施策の推進	21
(3) 市土の保全と安全性の確保	21
(4) 環境の保全と市土の快適性および健全性の確保	21
(5) 土地利用の転換の適正化	23
(6) 土地の有効利用の促進	23
(7) 市土に関する調査の推進および成果の普及啓発	25

資 料 編

1 計画策定経過	28
2 人口および土地利用の推移と現況	30
(1) 人口の増加と社会的変化	30
(2) 利用区分別面積の推移	31
(3) 地域別人口の推移と推計	32
(4) 利用区分面積の推移 [各年構成比]	33

3	利用区分ごとの土地利用の推移と目標	34
(1)	農用地	34
(2)	森林	37
(3)	水面・河川・水路	38
(4)	道路	39
(5)	宅地	41
(6)	用途別土地利用の内訳	44
(7)	市街地	45
4	土地利用区分、定義および把握方法	46
5	守山市国土利用計画現況図	51
	用語の説明	53

前 文

本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を図るため、守山市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域および滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画を基本に、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定した第5次守山市総合計画基本構想に即して策定したものです。

この計画は、社会・経済情勢の変動に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。